

2016 年 3 月 15 日

一般社団法人 日本風力発電協会

一般負担の上限額の設定に関する意見

電源線等を除く基幹系統への接続に当たっての事業者の費用負担につきましては、昨年 11 月に経済産業省から公表されました、『費用負担ガイドライン』により、再生可能エネルギー電源についても「全額一般負担の原則」が適用される方向が示されたことは、大変ありがたく感謝申し上げます。

その上で、ご提案のありました「一般負担の上限額の設定」に関しまして、次の通り当協会の意見を申し述べます。

記

1. 一般負担に上限額を設けることについて

- 費用負担ガイドラインに述べられている原則は、あくまで「一般負担」であり、上限額の設定は「著しく多額となる費用対効果が悪い発電設備が設置される場合」を回避するための例外的な施策と理解しています。また、ご提案にあるような電源別に上限額を設定することは、費用負担ガイドラインでは規定されておられません。
- したがって、上限額を設定するのであれば、全電源一律の基準額とすることを指向するのも、一つの考えであると思料します。

2. 仮の設備利用率と現在の託送制度を上限額算出の根拠とすることについて

- ご提案にある設備利用率はプロジェクト又は発電設備単体の数値を使用されています。一方で、基幹系統は特定の発電設備設置者のみが利用するものではなく、不特定多数の利用者がアクセスすることを想定して計画されなければなりません。その基幹系統の増強等のきっかけは、例えば風力のような特定の発電設備であるかもしれませんが、基幹系統が増強された後は、様々な利用者がアクセスすることになることから、一般負担の上限額以上の部分を、発電原理に由来する設備利用率に応じて特定負担に差異が出るという点は、当協会として再考いただきたい点であります。
- 上記の顕著な例としては、発電特性の違う風力と太陽光は発電する時間や気象条件から見ると補完関係にあり、風力と太陽光が同じ基幹系統を利用することで、基幹系統の設備利用率は一方の電源だけの場合と比べて大きく向上します。
このような電源の特性及び組み合わせも考慮することで、設備単体の見かけの設備利用率とは大きく異なるネットワーク側の送配電等設備の利用率となる可能性は高く、このような評価をしてこそ、効率的で経済合理性に富んだ設備形成も可能になると考えます。
- 以上申し述べた点も含めて、ご提案の設備利用率では想定と結果が大きく乖離する可能性があり、結果として公平性が損なわれることを危惧するものです。
したがって、基幹系統の利用については、特定の発電設備設置者のみならず、不特定多数の利用者を想定することを大前提として、一般負担の上限額については、電源毎に差をつけることなく一律に扱うべきではないかと考えます。

- また、託送制度についても現在見直しが行われていると認識しています。ご提案は現行の託送制度を前提に作成されていますが、託送制度との整合性を図るならば、見直しの方向性が明確になった後とすべきではないでしょうか？
- 結論として、今の段階で上限額を設定するならば、過去の実績から算出される全電源一律の上限額とすると共に、引続き、設備利用率とそれ以外の合理的な評価基準・尺度についても十分に検討し、併せて、見直し後の託送制度との整合も検討すべきと思料するものです。

3. 今後の制度の運用と見直しについて

- 費用負担ガイドラインにも明記されている通り、「ネットワーク側の送配電等設備の増強等費用の算出にあたっては、資材調達なども含め、徹底した合理化・効率化を行うことが大前提」であることから、今後速やかに合理化・効率化を踏まえた増強等費用の算出が行われるよう、この検討を早期に進めることが需要家や発電設備設置者にとってより良い負担の在り方につながると思います。
- また、電源構成や各電源の運用の在り方も今後早いスピードで変化することが想定されます。ついては、どのような制度が導入されるにせよ、今後は諸外国の例にもある通り、毎年制度の評価を実施し、第3者による検証も実施されることを要望いたします。

以上